

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領の改正について

令和元年 9 月
国土交通省航空局安全部
運航安全課
航空機安全課

1. 概要

無人航空機を飛行させる場合、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条ただし書きの規定による飛行の禁止空域における飛行については国土交通大臣の許可、法第 132 条の 2 ただし書きの規定による同条第 5 号から第 10 号までに定められた飛行の方法によらない飛行については国土交通大臣の承認が必要とされている。

国土交通省航空局では、具体的な許可承認基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年 11 月 17 日 国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）を定め、その中で無人航空機の機能及び性能や無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力等の要件を規定している。

審査要領において、飛行させる者の技量を担保するため、必要な飛行経歴を原則 10 時間以上と定めているところ、規制改革推進会議において、自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合には当該要件を緩和することとする旨の規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）がとりまとめられたことを受け、所要の改正を行う。

2. 改正内容

飛行中に不具合が発生した際の対応を含め操作介入を必要としない十分な自動操縦に係る機能及び信頼性を有する無人航空機の要件を明確化するとともに、これを満たす機体を飛行させる場合は、飛行経歴を 10 時間以上ではなく、飛行のリスクに応じた機体の機能及び信頼性を勘案して、例えば製造者が十分と認める飛行訓練時間とすることができる旨を明記する。

3. 予定

公布・施行：令和元年 1 1 月上旬頃